

## 実質的支配者とは

公証人法施行規則により、平成30年11月30日以降、株式会社・一般社団・一般財団の定款認証嘱託の際、公証人に対し、実質的支配者及び同人が暴力団員又は国際テロリストに該当するかの申告が必要となります。

### 第1 実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。国等及びその子会社は自然人とみなされます。

### 第2 実質的支配者の該当区分（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則）

#### 1 株式会社

- ① 議決権の50%超を直接的・間接的に保有する自然人（規則11Ⅱ①）
- ② 議決権の25%超を直接的・間接的に保有する自然人（規則11Ⅱ①）
- ③ 出資、融資取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（規則11Ⅱ②）
- ④ 法人を代表し、その業務を遂行する個人（規則11Ⅱ④）

①不存在なら②、②不存在なら③、③不存在なら④が該当者となります。該当者複数のときもあります。

(注) i ①②は、他の法人の議決権を50%超有している場合、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。甲が設立会社の議決権20%を保有し、甲が50%を超える議決権を有する会社が設立会社の議決権20%を保有するとき、甲は議決権合計40%を保有する実質的支配者に該当します。

ii ①②は、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことがあきらかな場合を除きます。

#### 2 一般社団・一般財団

- ① 出資、融資取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（規則11Ⅱ③ロ）
  - ② 法人を代表し、その業務を遂行する個人（規則11Ⅱ④）
- ①不存在なら②が該当者となります。該当者複数のときもあります。

#### 3 自然人とみなされる者

以下に該当する者又はその子会社（会社法上の子会社）は、自然人とみなされます。

・国 ・地方公共団体 ・法人格をもたない社団・財団 ・独立行政法人 ・国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人 ・外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関 ・上場会社等 ・勤労者財産形成基金 ・在続厚生年金基金 ・国民年金基金 ・国民年金基金連合会 ・企業年金基金 ・有価証券の売買を行なう外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る）の市場に上場又は登録している会社

以上